利 下 経 第 177 号
令 和 8 年 11 月 4 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
利根川下流総合管理所長　奈良　洋幸
（公印省略）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　霞ヶ浦用水管理所水栓交換外業務
2 施 行 場 所　茨城県かすみがうら市牛渡359　霞ヶ浦用水管理所
3 業 務 期 間　契約締結の翌日から50日間
4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見積参加要件

茨城県に本店又は支店がある者。

3 見 積 書 等

1)様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法　FAX（又は電子メール）による。（※FAX番号は、4）に記載された番号）

なお、FAX（又は電子メール）に拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3)提出期限　令和8年11月16日　　11:00　まで

4)提 出 先　独立行政法人　水資源機構　利根川下流総合管理所
FAX　0299-79-3316　（電子メール）nyukei_tonekaryu@water.go.jp

5)担 当 者　総務課　神原、千葉

6)質 問 書 提 出 期 限　令和8年11月10日　　11:00　まで

7)見積日時　見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。

8)見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡する再度の見積提出の期限は 令 和 8 年 11 月 17 日　11:00　までとします。

7)そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ　の　他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。